

坂祝町の社会体育施設学校開放施設使用に伴うガイドライン(令和2年8月1日現在)
8月以降 利用の注意事項

岐阜県では、7月31日「第2波非常事態」が宣言されました。宣言に伴い、坂祝町の社会体育施設学校開放施設使用に伴うガイドラインを見直しました。利用者の皆さんは、ガイドラインを確認のうえ、感染予防を第一に考え、ご利用をお願いします。

【感染防止対策】

(1)体制

・施設使用者は、使用簿内の感染防止対策チェック表を記入し提出すること。

(2)密集・密閉・密接対策(3密回避)

・使用者同士の間隔を確保すること。(2m目安、着替えや荷物を置く場所の距離を空けること)

・室内においては、複数の窓開けによる常時換気を実施すること。

(3)衛生対策

・施設使用者は施設使用前に流水で手を洗い、使用中もこまめに手洗いをする。

・施設使用者は施設内の共用備品を使用する場合、使用後は手洗いを実施すること。

・施設使用者の施設清掃、ごみの持ち帰りの徹底。

・施設使用者の健康チェックの徹底(検温等)。

・施設使用者のマスク着用の徹底。

【使用可能施設・団体】

1. 使用可能施設は、すべての社会体育施設及び学校開放施設とする。

2. 使用可能団体は、スポーツ少年団、体育協会、中学部活、町内団体のみ。

町外団体は、利用不可とする。

(町外団体の利用再開は、感染が拡大しているため、期日を定めず中止とする。)

スポーツドーム、テニスコートの個人利用については中止。

(個人の利用再開は、感染が拡大しているため、期日を定めず中止とする。)

【使用の条件等について】

1. 中学部活・中学クラブは原則中学校施設のみの使用とする。

2. 各施設での大会、練習試合については、各種団体のガイドラインを遵守すること。

大会等では、観客や選手等が密とならないような方法をとること。

3密回避が徹底できない大会等は、原則禁止する。

開会式や閉会式は原則禁止する。

3. 使用団体は、他の団体や個人(特に町外の者)を招待して施設を使用しないこと。

4. 使用団体は、使用簿内の対策チェック表に必ず記入すること。

5. 使用者は必ず自宅で検温をして体調の確認をする。発熱または、咳、のどの痛み、頭痛吐き気、だるさ等の症状がある方は使用しないこと。

6. 使用者はマスクを着用すること。なお、運動中のマスクの着用は使用者等の判断によるが着替え等運動時以外、特に会話する時には、マスクを着用する。

7. 東館西館にある、施設内の備品(ボールや卓球台、ボール等)の使用後に、利用者は手洗いを実施し、感染防止に努めること。

8. 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、教育委員会に対して速やかに報告すること。

9. 東西館・小中学校体育館及びスポーツドームでは、使用中は常に扉等を開け換気を行うこと。

【その他】

小学校中学校体育館の使用後は、使用備品や扉等を必ず消毒すること。

(消毒液等については、体育館に設置してあるものを利用してください。)